

令和8年度

えびの市教育施策

えびの市教育委員会

えびの市民憲章

- 1 自然を守り緑豊かなまちをつくりましょう。
- 2 健康で明るいまちをつくりましょう。
- 3 たがいにたすけあい楽しいまちをつくりましょう。
- 4 教養を高め文化のまちをつくりましょう。
- 5 みんなで栄えるすみよいまちをつくりましょう。

(昭和48年6月18日制定)

えびの市教育基本方針

本市の教育は、教育基本法の理念および宮崎県教育基本方針にのっとり、人間尊重の精神を基調として、「たくましいからだ、豊かな心、すぐれた知性」をそなえ、郷土に対する誇りと柔軟な国際感覚にあふれ、新しい時代を担っていく気概をもち、心身ともに調和のとれた人間の育成を目指します。

このため、えびの市民憲章のもと、生涯にわたって適切な学習が進められるよう、学校教育、社会教育、生涯スポーツの充実振興を図るとともに、その有機的な連携を密にして、生涯学習の推進に努めます。

えびの市人権・同和教育基本方針

世界人権宣言は「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利とについて平等である。」「すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。」とうたっています

この人権宣言の理念の実現を目指して、平成7年に「人権教育のための国連10年」が採択され、これを受け国は「国連10年国内行動」を策定しました。これらを踏まえて平成12年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定されました。

これまでは、えびの市同和教育基本方針に基づき、差別をしない、差別をさせない、差別を許さない人間の育成を目指し取り組んでまいりました。平成8年の地域改善対策協議会意見具申にもありますように、これまでの同和教育・啓発活動の成果と評価を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重する人権教育・啓発へと発展させていくことが求められています。またえびの市議会において平成13年に「部落差別撤廃・人権擁護都市」宣言がなされ、人権教育・啓発活動の積極的な取り組みがうたわれています。えびの市の現状をみると今なお、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人などに関する様々な人権問題が存在しています。

そのため、えびの市教育委員会では、これまでの取り組みの成果や課題をふまえ、人権について正しい理解を更に深め、人権を相互に尊重し合い、共に生きる社会の実現を目指すための新しい方針を定め、教育・啓発活動を進めてまいります。

- 1 すべての学校、地域社会及び家庭において、人権・同和教育を推進し、すべての人々が人権・同和教育に対する認識を深め、自らの課題として受け止め、差別をしない、差別をさせない、差別を許さない豊かな人権文化を構築していきます。
- 2 学校教育においては、児童生徒の発達段階に応じながら、学校教育活動全体を通じて人権についての正しい知識を身に付け、人権を尊重する意識や態度を育成し、実践力を養うことに努めます。
- 3 社会教育においては、各種学級・講座等の機会において、基本的人権の尊重を基調とする学習を充実し、人権が一人一人の身近な問題であるとの認識を深め、日常生活において人権への配慮が態度や行動に現れるような人権感覚の高揚に努めます。
- 4 家庭教育においては、保護者に対する学習機会等を提供し、幼児期から豊かな情操や思いやり、生命を大切にする心、社会的ルールへの尊重、善悪の判断など子どもの健全な人間形成の基礎を育むことができるよう支援を行うとともに、大人も子どもも共に人権感覚が身に付くように努めます。
- 5 人権・同和教育を積極的に推進するために、同和問題をはじめとする様々な人権問題に関する深い認識に基づいた、真に差別などのあらゆる人権侵害をなくしていく意思と実践力とをもった指導者の養成や研修の充実に努めます。

人権・同和教育の実施に当たっては、教育の中立性を確保するとともに、宮崎県教育委員会並びに関係諸機関との連携を図りながら、広く市民の理解と協力を得て推進します。

令和8年度 えびの市教育施策

えびの市教育大綱、えびの市教育基本方針及びえびの市人権・同和教育基本方針をもとに、21世紀を担う創造性豊かで意欲ある人づくり、個性とやすらぎのある地域づくりを進めるために、次の教育施策を行います。

学校教育

I えびの市学校教育のめざすもの

えびの市の学校教育ビジョン

ふるさと「えびの」に誇りをもち、未来を切り拓く「人財」の育成

社会が急激に変化する中で、未来を予測することが困難な時代を迎えたと言われます。児童生徒がふるさと「えびの」で学び、ふるさとに自信と誇りをもちることによって、困難な課題も前向きに受け止め、新たな未来を切り拓く「人財」として育ててほしいという願いを込めています。この学校教育の目標の具現化に当たっては、ふるさと「えびの」の豊かな自然、歴史、文化、産業などの教育資源を十分に活用するとともに、これまでに築かれてきたえびの市ならではの教育を発展的に継承することによって、「一人一人が輝く、最適な学びの創造」を目指します。そのために、次の3点を推進します。

- | | |
|--------------------|--------------------|
| ① 人権・同和教育の推進 | ② 幼保・小・中・高の一貫教育の推進 |
| ③ ふるさと教育・キャリア教育の推進 | |

① 人権・同和教育の推進

全教育活動を通して、人権についての正しい知識を身に付けさせ、人権を尊重する意識や態度を育成し、実践力を養います。そのために、人権尊重の理念について教職員の研修を充実させ、児童生徒に自らの大切さを実感できる環境づくりに努めます。

② 幼保・小・中・高の一貫教育の推進

保育園及び認定こども園と小学校、小学校と中学校、中学校と高等学校の連携を進め、校種間で子ども達に身に付けさせたい資質・能力・態度等を明確にして、円滑な接続を図ることで、発達の段階に即した系統性・一貫性のある継続的な指導を推進します。

③ ふるさと教育・キャリア教育の推進

生活科及び総合的な学習の時間「えびの学」を中心に、地域の教育資源を生かした特色ある教育課程の編成、それに基づく地域に根ざした教育活動を展開し、地域に貢献しようとする気概をもつ児童生徒を育成します。また、児童生徒が学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けられるように努めます。その実現に向けて、令和7年度に設置したキャリア教育支援センターを中心に商工会との連携を図りつつ、地域資源を活用した多様な活動や課題解決に取り組みます。

2 地域に開かれた学校教育の推進

- (1) 各学校は、学校の教育目標及び目標の具現化のための方策、学校経営方針等やその結果について、保護者や地域住民への周知を進めます。
- (2) 学校評価について、自己評価の実施と結果の公表を行うとともに、学校外からの評価も積極的に取り入れ、教育活動の工夫、改善を進めます。
- (3) 学校運営協議会(コミュニティ・スクール)の充実を図り、学校運営に地域の声を生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めます。

3 えびの市学校教育「3つの挑戦」

「一人一人が輝く、最適な学びの創造」に向けて、「人権・同和教育の推進」、「幼保・小・中・高の一貫教育の推進」、「ふるさと教育・キャリア教育の推進」、「地域に開かれた学校教育の推進」を基盤としながら、知・徳・体の側面から「3つの挑戦」に取り組みます。

(1) 学力向上への挑戦	(2) 心の教育への挑戦	(3) 健康教育への挑戦
--------------	--------------	--------------

(1) 学力向上への挑戦

① 少人数指導の充実

小中学校の全学年で30人学級編制を行い、きめ細かな指導で主体的に学ぶ児童生徒の育成に取り組みます。教科や授業内容、児童生徒の学習状況等によっては、学習形態や指導方法を工夫するなど弾力的に運用し、児童生徒の学習内容の定着と生徒指導の充実を図ります。また、事業効果については、毎年度検証を行います。

② 英語教育の充実

小学校での低学年からの英語活動の導入や中学校(上江中学校以外)においては、文部科学省の教育課程特例校の指定により、週4時間の「英語」に加え、週1時間の「英語表現科」を教育課程に位置付け、英語教育の充実を図ります。

さらに、就学前の段階から「英語」に慣れ親しむため、小中学校に加え、認定こども園等にALTを派遣するとともに、小学6年生以上に年1回分の英語検定の受検料を全額補助します。

また、英語教育担当の教職員を対象とした研修会の実施による指導技術の向上と小学校外国語教育部会において、英語活動の年間計画及び学習内容の見直しを進めます。

③ 探究的な学びの推進

県立飯野高等学校が実践している地域課題解決型の探究的な学びを系統的に小中学校でも推進します。なお、上江中学校においては、文部科学省の授業時数特例校として、えびの学(総合的な学習の時間)の時数を増加させ、探究的な学びの充実を図ります。

④ 教職員の資質向上

若手の人材育成を図るため、新規採用5年未満の教諭等や講師を対象とした要請訪問を実施します。併せて、OJTを推進するため、市内の管理職等を講師とした「指導力向上自主勉強会」を行います。また、えびの市総合学力調査「みなほ」の実施等に併せて、教職員研修を行い、児童生徒一人一人の「伸び」へつながる授業改善・指導力向上を図ります。

⑤ 特別支援教育の充実

児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた支援を保障するために、幼保・小・中連携による教育支援体制を整備するとともに、県のエリアサポート体制の活用や特別支援教育支援員による個に応じた校内支援体制の充実を推進します。

⑥ 情報活用能力の育成

GIGA スクール構想第2期で更新した学習者用端末の利用定着を図り、学習の質を高め、創造的・探究的な学びへの活用に努めます。また、AIドリルや電子黒板などICT教材や機器の整備を図り、ICTを活用した授業の推進及び情報モラル教育の推進を図ります。

第二次となる学習者用端末について、市教育研究センターにおいて研究を継続し、具体的な活用方法を市内に発信することで、教職員の授業改善を図り、児童生徒の個別最適な学びにつながるように努めます。

⑦ 読書活動の推進

学校図書館支援員を配置し、市民図書館と連携を図りながら学校における読書環境の整備と読書活動の推進を図ります。また、「未来をになう子ども達に新聞を」運動を活用し、中学校のすべての学級に新聞を配備し、授業等における活用を進め、生徒が新聞を読む機会を確保します。

(2) 心の教育への挑戦

① いのちを大切にす教育の推進

児童生徒が生きていることを実感し、人と人とのつながりの中で互いを思いやることのできる雰囲気醸成を図ります。また、困難や失敗、成功体験を経験することで、たくましく生き抜いていく力を育てます。そのために「SOSの出し方教育」や「ピア・サポート」の取組を引き続き推進し、児童生徒自身で望ましい人間関係が構築できるよう支援します。

② 豊かな情操と規範意識の育成

異学年交流、学校間交流、高齢者との交流、障がい者との交流等、様々な人との交流活動を積

極的に進め、豊かな人間関係を醸成する態度を育成します。また、感謝する気持ちや他者と共感できる心の育成を図るとともに、規範意識をもち、してよいこと、しなければならないこと、してはならないことを、児童生徒一人一人が認識し、実践できるよう、学校における全教育活動を通して、意図的・計画的に指導を行います。

③ コミュニケーション力の育成

各教科や特別活動等において、相互関係を深め共感しながら、人間関係やチームワークを形成し、「対話」を通して情報を共有し、合意形成・課題解決する能力を高めます。

④ 生徒指導の充実

すべての児童生徒に対する理解を深め、児童生徒が自ら判断し行動することができる「自己指導能力」の育成を、組織的・計画的に進めます。また、不登校等の課題解決に向けて、学校とえびの市教育支援センター（やすらぎ学級）やスクールソーシャルワーカー、飯野中学校校内教育支援センター等と連携し、教育相談体制の充実を図ります。さらに、いじめの未然防止については、令和7年度県指定のいじめの未然防止に関する取組推進校（飯野中学校）の研究内容を参考に、令和8年度県指定のいじめの未然防止に関する取組推進校（加久藤中学校）での研究を推進するとともに、市内の全小中学校で取り組みます。

市生徒指導主事部会において、発達支持的生徒指導※の視点について共通理解するとともに、各中学校の生徒会の交流により、生徒主体の取組を情報共有することで、各校の生徒指導の充実に努めます。

※ 発達支持的生徒指導は、特定の課題を意識することなく、全ての児童生徒を対象に、学校の教育目標の実現に向けて、教育課程内外の全ての教育活動において進められる生徒指導の基盤となるものです。日々の教職員の児童生徒への挨拶、声かけ、励まし、賞賛、対話、及び、授業や行事等を通して個と集団への働きかけが大切になります。

（生徒指導提要 令和4年12月 文部科学省）

(3) 健康教育への挑戦

① 体育・部活動指導の充実

日常の体育指導の充実とともに、体力テストの結果をもとに課題のある項目について重点的な指導・支援を行い、体力の向上を図ります。また、中学校部活動の意義を十分に踏まえた上で、部活動指導員の配置や拠点校方式による部活動の実施といった地域連携に取り組みながら、コーディネーターを配置し地域クラブ活動の実施等、部活動の地域展開を推進します。

② 防災・安全教育の推進

自然災害等の危険に際して、自らの命を守り抜くため、主体的に行動する態度を育成する防災教育を推進し、生涯にわたって安全な生活を送る能力を育てるため、安全教育の充実を図ります。また、児童生徒の安全確保を図るため、えびの市通学路安全対策プログラムに基づく関係機関による通学路危険箇所合同点検の実施や、災害発生時に迅速に対応するための学校危機管理マニュアルや学校安全計画の継続的な見直しを進めます。

③ 保健教育の推進

児童生徒が生涯を通じて心身の健康を保持増進するための資質・能力を育成するため、保健教育の充実を図ります。特に、給食後の正しい歯みがきの指導、むし歯治療についての保護者への啓発などを行うと共に、予防歯科として各学校においてフッ化物洗口を実施しながら、歯科保健指導の充実を図ります。

4 教育環境の整備充実

- (1) 老朽化施設・設備の改修、修繕等を計画的に行い、安心・安全な教育環境の整備を図ります。
- (2) 樹木の倒木や枝折れによる事故防止のため、樹木管理の徹底と剪定や伐採作業を進めます。
- (3) 感染症拡大のリスクを低減する対策を行います。
- (4) 生活環境の変化への対応及び感染症対策を図るため、トイレの洋式化・乾式化の改修工事を実施します。
- (5) 特別教室等の照明器具LED化を進めます。
- (6) 児童生徒が安心して学校生活が送れるように危機管理の徹底を図ります。
- (7) 少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて、小規模特認校制度の導入や学校規模適正化の検討に取り組みます。

学校給食

I 安全でおいしい学校給食の提供

- (1) 栄養バランスのとれた給食献立の立案を行うとともに児童生徒にとっておいしく、楽しみのある給食を提供できるよう献立の創意工夫・改善を推進します。
- (2) 地域の食文化や食料の生産・流通・消費等について理解を深めるため、地場産物の活用や郷土食「えびのふるさと給食」、「ひむか地産地消献立」を毎月取り入れます。
- (3) 防災食育センターと市内各学校が連携を図りながら、リクエスト給食や行事食を計画的に取り入れます。
- (4) 食物アレルギーを有する児童生徒については、その実態を把握するとともに、アレルギーの原因となる食材の除去又は代替食対応により、安全性を最優先した給食を提供します。
- (5) 非常時にも、安全な給食が提供できるように、絶えず非常食の備蓄を行います。また、非常食の有効活用を図ります。
- (6) 子育て世帯の経済的負担軽減のため、学校給食費の無償化に取り組みます。

2 「えびの市食育・地産地消推進計画」に基づく食育の推進

- (1) 栄養教諭による、学校教育活動における食に関する指導が充実したものとなるよう学校との連携を図ります。
- (2) 児童生徒及び保護者に正しい食に関する知識と望ましい食習慣を身に付けてもらえるよう、献立表や給食だより等を活用した食育を推進します。
- (3) 防災食育センターは、実際に給食を調理する様子を見学し学習できる施設となっており、施設を活用した食育を推進します。

3 安全管理と衛生管理の徹底

- (1) 学校給食の安全性を確保するため、施設の維持管理、調理機器の保守に努めるとともに、安全衛生作業マニュアルを見直し、調理機器の作業方法などを十分把握したうえで、運用、管理等に努めます。
- (2) 学校給食用物資の納入時における検収・点検を徹底し、品質の悪い材料に関しては業者を指導します。また、検収帳簿の整理と記録の徹底も図ります。
- (3) 学校給食用物資の安全かつ衛生的な取扱いに留意し、食材の保管・管理の徹底を図ります。
- (4) 委託業者に対して、作業における安全の確保とともに、ノロウイルス等による食中毒の予防のため、調理従事者等の健康管理教育及び衛生管理指導が確実に行われているか、確認を徹底します。
- (5) 給食の配缶、コンテナへの積込み、配送、保管、配膳時等における安全管理、衛生管理及び温度管理が適正に実施されているかを確認するとともに、異物混入等が発生しないよう安全性の確保を徹底します。
- (6) 万一、食中毒や異物混入が発生した場合には、速やかに学校等と連携して状況を把握し、児童生徒への対応、原因究明及び改善を図ります。

社会教育

1 えびの市社会教育のめざすもの

えびの市の社会教育ビジョン

生涯にわたる学びの支援と文化・スポーツの振興

えびの市の上位計画である「第6次えびの市総合計画」に基づき、「生涯にわたる学びの支援と文化・スポーツの振興」を掲げ、こどもから大人まで学び続けること、人と交わり続けることの機会を提供し、市民一人一人が輝く教育の実現を目指します。そのために「社会教育・体育施設の適正管理」「生涯学習・青少年健全育成の推進」「芸術文化の振興と文化財の保護と活用」「スポーツの振興」について、以下のとおり、具体的に取り組みます。

2 社会教育・体育施設の適正管理

老朽化した施設・設備の改修・修繕を計画的に行うとともに、安全・安心な文化・スポーツの環境づくりに取り組みます。

3 生涯学習・青少年健全育成の推進

(1) 生涯学習の推進と内容の充実

① 家庭教育の充実

- i 教育保育施設、小中学校の家庭教育学級活動を支援します。
- ii 親育て講座、親子体験講座を実施します。
- iii 家庭・学校・地域の連携を深める活動を推進します。
- iv 家庭教育に関する相談に対応します。

② 青少年教育の充実

- i 学校を核とした地域づくりを目指し、学校・家庭・地域が一体となってこどもを育てる地域学校協働活動を推進します。また、キャリア教育支援センターと連携し、キャリア教育を支援します。
- ii 農業体験やカヌー体験等、様々な体験活動を通じて青少年の情操を高め、自ら考え行動する力や他人を思いやる心を育むよう努めます。

iii 次世代を担う若者によるイベント等の開催を支援するため、ヒカリテラス実行委員会、成人式実行委員会によるイベント等を実施し、意欲ある青年の育成を図ります。

③ 生きがいづくり教育の充実

市民が生きがいのある生活を送るために、市民大学及び生涯学習講座などを開設します。

④ 出前講座の啓発推進

市民の市政に対する理解を深め、暮らしに役立つ学習機会を提供するための出前講座を開催するとともに、市民への周知を図り、多様な学びを支援します。

⑤ 社会教育人材の育成・確保

人材の育成・確保を図るため、状況に応じて社会教育主事資格取得に向けた取組を推進します。

(2) 社会教育関係団体の活動の充実

それぞれの目的をもって活動している社会教育関係団体と連携し、活動の推進を図ります。また、時代に即した自主的な実践活動を推進する団体として、支援、指導、育成に努め、組織の自立を図ります。

(3) 人権・同和教育の推進

家庭教育学級・講座等の機会を通して、基本的人権の尊重を基調とする学習機会の提供を図り、人権が一人一人の身近な問題であるとの認識を深め、日常生活において人権への配慮が態度や行動に現れるような人権感覚の高揚に努めます。

(4) 指定管理者と連携した市民図書館運営の充実

① 利用者にとって便利で快適な、使いやすい図書館を目指すとともに、市民の学びを支援します。

② 図書館からの情報発信により利用者の拡大を図ります。

i 市民の生涯学習を支える図書館を目指します。

ii こどもの読書活動を推進します。

③ 市民の意見を取り入れながら各種ボランティア団体との連携並びに図書館ボランティアの育成を図ります。

④ 他公立図書館との相互貸借の強化に努めます。

⑤ 移動図書館車により、不便な地域へのサービス強化を図ります。

⑥ 電子図書館サービスなど図書館機能の充実を図ります。

⑦ 学校図書館との連携・協力を図り、読書活動を推進します。

4 芸術文化の振興と文化財の保護と活用

(1) 芸術文化の振興

① 芸術文化活動の振興

- i 芸術文化に触れる機会を創出するため各年齢層に適した自主文化事業を開催します。
- ii 芸術文化団体の実施する事業を積極的に支援し、市民の文化意識の高揚に努めます。

② 芸術文化団体の育成

- i 芸術文化団体の自主性を尊重しながら育成を図り、芸術文化活動の活性化を図ります。
- ii 市内各地に伝わる郷土芸能を保存、継承するため、郷土芸能保存団体の各種取組を積極的に支援し育成と活性化を図ります。

③ 文化施設の活用

- i 文化の杜の施設は芸術文化活動及び生涯学習の拠点施設であり、安全・安心で市民の利用しやすい施設となるよう維持管理を行います。
- ii 市民の芸術文化活動及び生涯学習の場として、利用者の増加と積極的な活用を促進し、教養と文化意識の高揚を図ります。

(2) 文化財の保護と活用

① 文化財の保護と活用

本市の豊かな自然と、それらが生んだ悠久の歴史文化の価値や魅力を伝えるものとして本市に残る数多くの有形・無形の文化財を適切に保護し、その活用を図ります。

② 埋蔵文化財の発掘調査、保存と活用

- i 本市には、史実解明の重要な手がかりとなる埋蔵文化財が数多く出土しています。これらの埋蔵文化財の保護に努めます。
- ii 周知の埋蔵文化財包蔵地において開発行為が行われる際には文化財保護法が定める規定や諸手続きを順守するとともに、開発に伴い遺跡がやむを得ず破壊される場合には発掘調査を実施し遺跡の記録保存を行います。
- iii 国指定重要文化財「宮崎県島内地下式横穴墓群出土品」をはじめとして、本市で発見された貴重な埋蔵文化財の価値を広く情報発信するとともに、環境の整備を図ります。

③ ふるさと教育の推進

えびのの豊かな自然、歴史や伝統・文化など、郷土のすばらしさを実感できる講座 等を実施し、郷土愛や郷土への誇り、郷土に貢献する心をはぐくみ、自分に対する自信や誇りなどの核となる自己肯定感を醸成する取組を推進します。

(3) 指定管理者と連携した歴史民俗資料館運営の充実

① 歴史民俗資料館の活用

各種企画展や講座等を積極的に実施するなど、歴史民俗資料館の運営の充実に努めます。

② 歴史民俗資料の保存

貴重な歴史民俗資料を後世に残していくため資料を収集し保存していきます。

③ 歴史民俗資料の調査研究及び公開

収集した資料を調査研究しながら市民に広く公開します。

5 スポーツの振興

(1) スポーツ活動の推進

① 各競技団体が行う各種スポーツ教室・大会等を支援し、スポーツ愛好者の拡大を図り、スポーツに参加できる環境の整備を図ります。また、「市民スポーツ大会」の開催を支援し、スポーツを通じて地域に活力を提供できるよう努めます。

② 市内 3 つの総合型地域スポーツクラブと連携し、会員の拡大を図りながら、地域に密着した魅力的なクラブづくりを支援し、市民の健康増進、体力づくりを推進します。

③ スポーツ推進委員と連携し、体力測定の実施や、ニュースポーツの普及を推進し、スポーツに触れる機会を提供します。

④ 令和9年に宮崎県で開催される国民スポーツ大会に向けて、着実に準備を進めるとともに、市民への啓発を行いながら、機運の醸成を図ります。

(2) 指定管理者と連携した体育施設の有効活用

① 指定管理者と連携しながら体育施設を適正管理し、利用者の安全性の確保と利便性の向上を図ります。

② 体力づくり、生きがいづくりの拠点となるよう、体育施設の有効活用を図ります。

(3) 各種団体への活動支援

① スポーツ推進委員の技術の向上を図るとともに、積極的な活動を支援します。

② スポーツ協会や総合型地域スポーツクラブ等のスポーツ関連団体と連携し、手軽にできる運動・スポーツの普及や競技力向上、指導者確保に努めます。